第61号　平成29年2月3日発行

内閣府 公益認定等委員会だより

内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/

「平成29年度税制改正の大綱」において、公益法人に関する税制改正要望が反映されましたのでお知らせします。
（関連記事2ページ）

ホームページ「公益法人information」に公益法人の役員向けの携帯版リーフレット（監事編）を掲載しましたのでお知らせします。
（関連記事3ページ）

公益法人の活動紹介
■公益社団法人 地域医療振興協会

目　次

一般の皆様

■P.2「平成29年度税制改正の大綱」について

■P.3公益法人の役員必携
「携帯版リーフレット」について（監事編）

■P.4データで見る公益法人
内閣府公益認定等委員会委員による
公益法人の訪問について

■P.5法人の活動紹介
公益社団法人 地域医療振興協会

法人の皆様

■P.6申請サポートに関する情報・
その他お知らせ
（公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせいたします。）

バックナンバーも是非ご覧ください。
ホームページ「公益法人information」で「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで　**公益法人の検索**　ができます
寄附先等の検索に御利用ください
～検索画面の出し方～
ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック

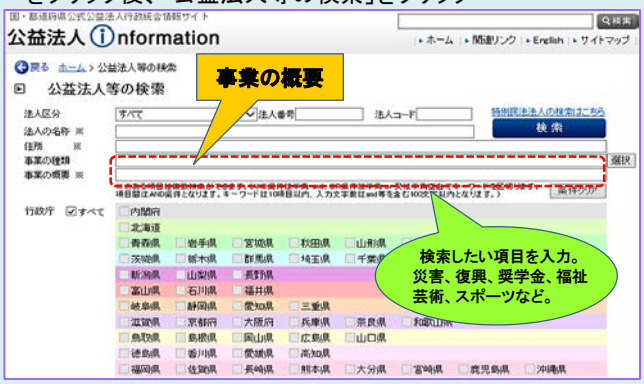

1月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社　団	797	119	770
	財　団	1,616	318	891
都道府県	社　団	3,356	107	4,572
	財　団	3,701	429	3,025
合　計		9,470	973	9,258

（注）公益目的支出計画実施法人　　（平成29年1月31日現在）

「平成29年度税制改正の大綱」について

「平成29年度税制改正の大綱」において、公益法人に関する税制改正要望が反映されました！

平成28年12月22日、「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。
改正内容のうち、内閣府が要望していた「現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化」について、お知らせいたします。

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化

現物資産を寄附した場合、寄附であっても、時価で資産の譲渡があったものとみなして、譲渡所得（時価と取得額の差額）を計算し、みなし譲渡所得税が課税されます（下図参照）。
一方、公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところです。
今回の改正により、このうち、**特定の要件を満たす場合には、申請書の提出があった日から１月以内に**国税庁長官の承認をしないことの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされることとなります。**

特例の適用がない場合　＝　課税

現物寄附に係るみなし譲渡所得（下図では200万円）に対し、**みなし譲渡所得税等が寄附者に**課される。

イメージ図

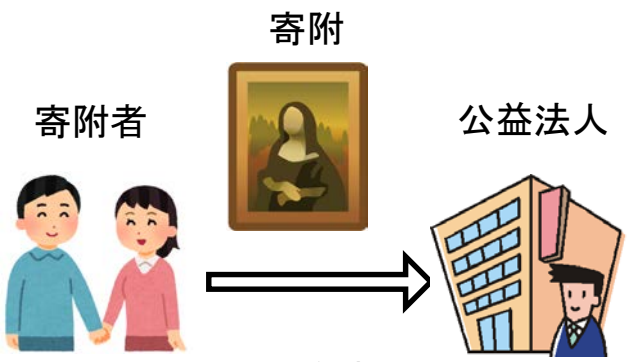

現物資産
（美術品等）
（例）取得額：300万円
時　価：500万円
（みなし譲渡所得：200万円）

※寄附した場合でも、時価で資産の譲渡があったものとみなされる

特例の適用がある場合　＝　非課税

現物寄附が一定の要件を満たすことにつき、国税庁長官の**承認**がされた場合は**非課税**となる。

【主な要件】
- 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- 寄附財産が２年以内に公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- 寄附により、寄附者又はその親族等の所得税等を不当に減少させる結果とならないこと

今回の改正による簡素化

従来の特例が適用される寄附のうち、特定の要件を満たす場合には、**１月以内に**国税庁長官の承認をしないことの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされ、非課税**となる。

【主な要件】
- 公益法人が寄附財産を不可欠特定財産とすること
- 公益法人の理事、監事、評議員、社員及びその親族等以外の者からの寄附であること
- 寄附財産が、株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権等でないこと

公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」について（監事編）

公益社団・財団の皆様向けに、最低限ご理解頂く必要のある法定事項を携帯版リーフレットにまとめました。その内容を一部紹介します。

【監事の心得】

地位に伴う職責を果たす

→ 公益社団・財団法人の監事は、株式会社における監査役に相当する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

全ての理事に義務と責任

→ 全ての監事は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、監事としての義務と責任を負っています。

国民からの信頼を裏切らない

→ 公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。その監事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

【監事の義務・責任（１）（２）】

①善管注意義務

監事は、法人と委任関係にあることから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負います。

②理事への報告義務

理事の不正行為やそのおそれがあると認められるとき、又は法令や定款に違反する事実等があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければなりません。

③理事会への出席義務等

理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはなりません。

④社員総会又は評議員会における説明義務

社員総会で社員又は評議員会で評議員から特定の事項について説明を求められたときは、その事項について必要な説明をしなければなりません。

⑤社員総会又は評議員会の議案等の調査・報告義務

理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令や定款に違反する事項等があると認めるときは、調査結果を社員総会又は評議員会に報告しなければなりません。

【監事の義務・責任（３）】

○具体的な事例としては－

法人の経理を特定の職員に任せきりにしていたため、 その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに長年気付かず、かつ、その間監事が、理事の業務執行が適切である旨の監査報告をしていた場合は、監事として必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

○また、以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- 理事会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- 理事（会）の業務執行状況や計算書類等の調査をおざなりに行い、監事としての権限を十分に行使しない。
- 他の職員等が行った調査の結果をそのまま監事による監査報告として提出する。

携帯版リーフレットのアドレスはこちらです。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html

▶公益法人の各機関の役割と責任＜携帯版＞
＜携帯版＞の折り方・使い方（PDF）:新しいウィンドウが開きます）
公益社団法人の監事必携（PDF）:新しいウィンドウが開きます）
公益財団法人の監事必携（PDF）:新しいウィンドウが開きます）
監事の権限や役割について重要な点をまとめた携帯版リーフレットです。

※評議員編は準備が整いしだい掲載予定。

【監事の権限】（１）（２）

○監事の権限としては、主に以下のようなものがあります。

①理事の職務執行の監査 **（法人法第99条第1項、第197条）**
監事は、理事の職務の執行を監査します（この際、監査報告の作成義務もあります）。

②事業の報告要求、業務・財産の状況調査 **（法人法第99条第2項、第197条）**
監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

③計算書類等の監査 **（法人法第124条第1項、第2項、第199条）**
各事業年度の計算書類及び事業報告は、監事による監査を受けなければなりません。

④理事会の招集請求 **（法人法第101条第2項、第197条）**
監事は、理事への報告義務を果たすために必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができます。

⑤理事の行為の差し止め請求 **（法人法第103条第1項、第197条）**
監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為や法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合で、その行為に、よって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるよう請求することができます。

データで見る公益法人

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも併せて御覧ください。
https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html

平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の概況を御紹介します。今回は、職員数の状況についてです。

職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

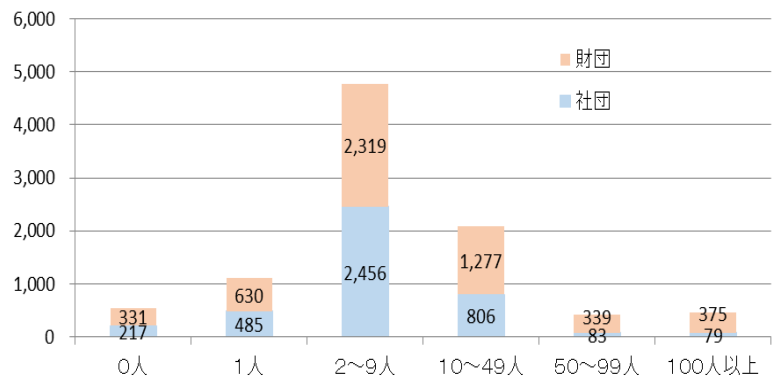

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

職員数が２～９名の法人が全体の半数

職員数は、２～９名の法人が50.8%、10～49名の法人が22.2%であり、全体の7割以上を占めています。職員数が０～１名の法人は17.7%で、理事が事務を行っている場合や外部委託している場合などがあります。理事会や理事、監事は、職員数に関わらず、日常業務の遂行を職員に任せきりにせず、適時に報告を求めることや調査を行うことを通じて、適切に法人内の牽制機能やチェック機能を働かせることが重要です。

内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について

訪問先・日程一覧（内閣府認定法人）

		日　程	法　人　名	所　在　地	事業概要
28年度	1	6月10日（金）《実施済み》	（公財）微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	1958年設立。微生物、微生物生産物及びその関連物質に関する研究を行い、広く有益な物質を発見し、開発利用を図ることにより、人類の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに得られた科学的成果で科学・技術の振興に取り組む。
	2	9月26日（月）《実施済み》	（公社）静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号	1986年設立。国土の基本単位である個々の不動産（土地、建物）調査測量を行い、不動産登記手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋設すること等により、不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に資する事業に取り組む。
	3	2月6日（月）	（公財）二十一世紀職業財団	東京都文京区本郷１丁目33番13号 日本生命春日町ビル３階	多様な労働者が、雇用の分野における活動に参加する機会及び待遇を均等に得られ、ともに責任を担いつつその能力を十分発揮ができるよう、女性労働者の活躍支援のための積極的改善措置の推進、仕事と生活の両立の推進、ハラスメント防止等の雇用管理の改善のための諸事業を行うことにより、良好な雇用環境の整備及び労働者の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与する。

詳細は「公益法人information」に掲載しております。併せてご覧ください。
トップ公益認定等委員会公益認定等委員会　活動状況報告・メッセージ等→委員会と法人・有識者との対話
https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html

公益社団法人 地域医療振興協会

法人公式ホームページ http://www.jadecom.or.jp/

公益法人の活動紹介

概 要 公益社団法人地域医療振興協会（Japan Association for Development of Community Medicine（略称:JADECOM））は、地域医療への気概と実績をもつ医師を正会員とし、へき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓発・普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上を図り、住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としています。

活動内容

へき地等における病院や診療所等の運営

へき地等では今もなお医師不足となっている市町村が少なくなく、当協会ではそのような地域にある自治体立の病院や診療所等施設を指定管理者として運営し、医療の確保に努めております。

平成29年２月現在で当協会が運営する施設数は68施設。運営する施設の範囲は、北は北海道から南は沖縄県、山間部や離島にも及びます。

へき地に勤務する医師等の職業紹介及び派遣

当協会では、へき地に勤務する医師等の職業紹介並びに派遣事業を行っております。当協会が運営する施設以外にも全国のへき地等施設に対し当協会所属の医師を派遣しており、平成27年度には派遣者数で延べ3,128人日の診療支援を行いました。

長崎離島への医師搬送事業

長崎県において、ヘリコプターを活用した離島地域への医師搬送事業を「長崎離島医師搬送システム“NIMAS（Nagasaki Islands Medical Air System）”」と称し、平成23年度から活動しております。

迅速かつ効率的な移動手段としてヘリコプターを提供することにより、同県内本土の総合医、専門医の円滑な離島派遣、また離島間の医師の相互派遣を促進し、離島地域における医師不足の解消、診療の質の向上を側面からサポートしています。平成23年11月の試験運航開始以来、運航日数723日、延べ3,193名の運航実績（平成28年12月末現在）を挙げております。

公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様**は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、**「公益法人information」**を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話　03－5403－9557
FAX　03－5403－0231
メール　sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話　03－5403－9669
時間　平日10時～16時45分

■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。
2月の予定は下のとおりです。

①福岡県福岡市で開催
日時：2月16日（木）13:00～16:50
場所：福岡県吉塚合同庁舎6階
申込〆切 2月7日(火)17時

②東京都千代田区で開催
日時：2月23日（木）13:00～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル6階
申込〆切 2月10日(金)17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話　03－5403－9586
FAX　03－5403－0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。

内閣府公益法人 Facebook　内閣府公益法人 Twitter　内閣府公益法人 メールマガジン

公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様に広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。
どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。
なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ
https://www.koeki-info.go.jp/index.html
内閣府からのお知らせ
平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内
＜公益法人の方は是非投稿ください＞　をクリック

■次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集 ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月１回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！
現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

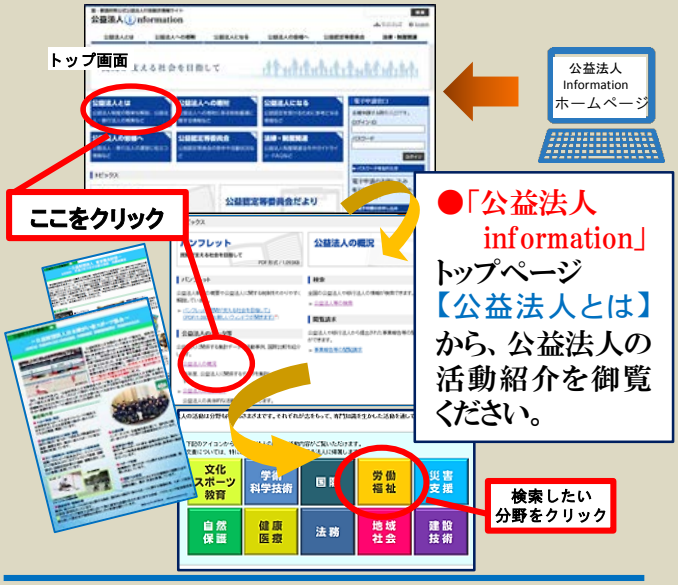

■問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電　話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。